

お客様各位

株式会社西日本住宅評価センター

**省エネ基準の改正に伴う申請受付等に関するお知らせ
～共同住宅等（共同住宅、併用住宅）に係る申請スケジュールについて～**

拝啓 平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

標題の件、改正省エネ基準の令和 4 年 11 月 7 日施行が予定されておりますが、それに伴う申請受付に関しまして、下記のとおりご案内いたします。

なお、本件は「共同住宅等」に関する申請スケジュールの留意事項となります。

敬具

記

1. 「設計住宅性能評価申請」「確認申請（長期優良住宅）」「BELS 評価」の申請受付について
改正前の基準による申請の受付は **11 月 4 日（金）15 時まで**に当社へ到着分（SEIF をご利用いただく際は、同日の 15 時 00 分までのデータ受信分）をもちまして締切とさせていただきます。それ以降の共同住宅等の申請は、新基準に対応した WEB プログラム (Ver. 3. 3. 1) による一次エネルギー消費量の計算が必須となります。
2. 「低炭素建築物・技術的審査」「性能向上計画認定・技術的審査」の依頼受付について
10 月 27 日現在受付け済の物件につきましては、個別に認定申請予定日を確認させていただきます。
所管行政庁への認定申請日が 11 月 7 日以降になる物件は、国交省より緩和措置が発出されない限り、新バージョン（Ver.3.3.1）による一次エネルギー消費量の計算が必須となります。申請の時期と計算に使用する WEB プログラムのバージョンにつきまして、ご検討をお願い致します。
3. 改正後の BELS 新様式について
基準改正に伴う外皮性能の評価単位の見直し及び誘導仕様基準の新設等により、BELS 申請の様式が改定されます。改正後の BELS 新様式につきましては、11 月 1 日以降に弊社ホームページよりダウンロード可能となる予定です。
新様式にて 11 月 4 日以前に当社へ到着したものは、11 月 7 日以降の受付となり、事前審査は行いませんので、ご了承下さい。

ご不明な点や、申請方法等についてのお問い合わせにつきましては、弊社・設計評価センター各拠点（名古屋・大阪・福岡）までお問い合わせいただきますようお願い致します。

以上